

採取計画認可申請に係る事前協議書

年　月　日

(協議先) 広島市長

住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

広島市採石法施行細則第3条第2項の規定による認可期間の加算を受けたいので、次のとおり協議します。

1 岩石採取場の所在地

2 直近の認可年月日及び指令番号

3 岩石採取場の採取跡の整備及び災害防止措置の状況に係る自己評価（必ず記入すること。）

番号	評価項目	自己評価			備考 (評価項目ごとに該当すると思われる欄に○を記入し、該当する評価項目がない場合は、当該項目に斜線を記入すること。)
		5 (良好)	3	1 (要改善)	
1	表土除去				
2	保全区域の確保				
3	登坂道路の確保				
4	採掘方法	ア 採掘中のベンチの高さ			
		イ 採掘中のベンチの幅			
		ウ 採掘中の掘削面の傾斜角			
		エ 転落石防止措置			
		(ア～エのうち、最も低い評価)			
5	沈砂池（沈でん池）の状況	ア 沈砂池（沈でん池）の設置			
		イ 沈砂池（沈でん池）の防護柵			
		(ア、イのいずれか低い評価)			

番号	評価項目	自己評価			備考 (評価項目ごとに該当すると思われる欄に○を記入し、該当する評価項目がない場合は、当該項目に斜線を記入すること。)	
		5 (良好)	3	1 (要改善)		
6	沈砂池（沈でん池）のしゅんせつ					
7	排水処理	ア 集水路・排水路の整備				
		イ 流末水路の状況				
		(ア、イのいずれか低い評価)				
8	破碎・選別・洗浄施設等の管理状況					
9	廃土等の堆積場の設置及び管理状況					
10	粉じん防止措置					
11	騒音防止措置					
12	飛石防止措置					
13	搬出路	ア 場内搬出路の状況				
		イ 場外搬出路の状況				
		(ア、イのいずれか低い評価)				
14	残壁に対する措置					
15	採取跡等の緑化措置					
16	標識の設置					
17	帳簿の記載及び備付け					
評価対象項目数（番号1～17 a）					平均評価点（d/a） 小数点第3位以下切捨て _____点	
各評価ごとの該当項目数（b）						
評価点数（c）			5	3		
評価点小計（b×c）						
評価点合計（b×cの合計d）			点			
業態 (該当する方に○)		風化岩石		風化岩石以外		
岩石採取場の採取跡の整備及び災害防止措置の状況に 係る加算希望年数（A）					年	

(備考)

「自己評価」については、別記「岩石採取場の災害防止措置に係る評価基準」により判断すること。

4 協調採掘に係る自己評価（協調採掘を行う場合のみ記入すること。）

番号	評価項目	自己評価	備考
1	協調採掘に係る協定を締結しているか又は認可申請日までに締結することが確実か。		評価欄には、適正と認める場合に○を記入すること。
2	協定には協調採掘による採取跡の整備の完了時期及び年次計画が定められているか。		
3	協定に定める年次計画は現認可掘削量等からみて妥当か。		
4	協定の当事者が年次計画どおり採掘しているか又は採掘することが確実か。		
5	岩石採取場の採取跡の整備及び災害防止措置の状況に係る平均評価点が3.75点（風化岩石の場合は4.0点）以上か。		
協調採掘に係る加算希望年数（B） (すべての評価項目が○の場合にのみ1年とすること。)			年

5 一体整備に係る自己評価（一体整備を行う場合のみ記入すること。）

番号	評価項目	自己評価	備考
1	過去に他の採石業者が岩石の採取を行った採取跡と一体整備を行うものか。		評価欄には、適正と認める場合に○を記入すること。
2	過去に他の採石業者が岩石の採取を行った採取跡を全て岩石採取場の区域に編入しているか。		
3	過去に他の採石業者が岩石の採取を行った採取跡を次回採取計画において掘削区域等に編入し、整備又は緑化を行う計画となっているか。		
4	過去に一体整備について認可期間の加算を受けたことがないか。		
5	岩石採取場の採取跡の整備及び災害防止措置の状況に係る平均評価点が3.75点（風化岩石の場合は4.0点）以上か。		
一体整備に係る加算希望年数（C） (全ての評価項目が○の場合にのみ1年とすること。)			年

6 認可期間への加算希望年数

(A) + (B) + (C) の合計年数 (合計年数が3年を超える場合は3年とすること。)	年
---	---

自己評価実施年月日	作成担当者氏名	業務管理者氏名
年　月　日		

別記

岩石採取場の災害防止措置に係る評価基準（露天採掘）

評価項目	点数(評価)	評価基準
表土除去	5 (良好)	計画のとおり採掘に先がけ採掘箇所頂端から10m以上除去し、かつ、表土除去後の面勾配が40度以下となっており、表土の崩壊、流出等のおそれがない。
	3	計画のとおりではない箇所があるが、保護工、土留工を施工しており、表土の崩壊、流出等のおそれはない場合、又は表土除去が必要な箇所が存在しない。
	1 (要改善)	ほとんど表土除去を行っていない、又は表土の崩壊、流出等がある。
保全区域の確保	5 (良好)	計画のとおり5m以上確保していることが杭等の設置により確認でき、隣地の崩壊のおそれがない。
	3	計画のとおりではない箇所があるが、5m以上確保されており、隣地の崩壊のおそれがない。
	1 (要改善)	5m以上確保していない若しくは保全区域が全く残っていない箇所がある、又は境界を越えて剥(はく)土し、若しくは掘削している。
登坂道路の確保	5 (良好)	計画のとおり採掘頂部まで設置している。
	3	計画のとおりではない箇所があるが、採掘頂部まで設置している。
	1 (要改善)	登坂道路が採掘頂部まで達していない、又は登坂道路が設置されていない。
採掘方法 (ア 採掘中のベンチの高さ)	5 (良好)	ベンチの高さが全て次の基準の範囲内で、かつ、崩壊のおそれがない。 1 碎石用原石(捨て石を含む。)の場合 15m以下 2 石材用原石(捨て石を除く。)の場合 20m以下 3 風化岩石の場合 5m以下
	3	ベンチの高さが基準を超えている箇所があるが、崩壊のおそれはない(基準を超える高さは5m(風化岩石の場合は2m)を限度とする。)。
	1 (要改善)	ベンチの高さが基準を超えた箇所があり、崩壊のおそれがある場合若しくは崩壊した形跡がある、又はベンチが全くない。
採掘方法 (イ 採掘中のベンチの幅)	5 (良好)	採掘中の各ベンチの幅を次の基準のとおり保持している。 1 碎石用原石の場合 起碎岩石の広がり幅(通常せん孔の直高と同じ値)に使用重機の回転半径の2倍以上(オープンシート方式による場合5m以上)の値を加えた値 2 石材用原石の場合 使用重機の回転半径の2倍以上の値 3 風化岩石の場合 起碎岩石の広がり幅に使用重機の回転半径の2倍の値を加えた値以上の値
	3	基準未満の幅の箇所があるが、採掘作業に支障はなく、崩壊のおそれがない。
	1 (要改善)	基準未満の幅の箇所があるためベンチの崩壊や作業機械の転落等が発生した事実がある、又は基準どおりベンチの幅を確保できなかつたため計画の遵守が困難となっている。

評価項目	点数(評価)	評価基準
採掘方法 (ウ 採掘中の掘削面の傾斜角)	5 (良好)	採掘中の掘削面の傾斜角が次の基準の範囲内である。 1 碎石用原石の場合 75度以下 2 石材用原石の場合 90度以下 3 風化岩石の場合 45度以下
	3	傾斜角が基準を超えている掘削面があるが、基準以下への整地が可能、又は掘削面が安定している。
	1 (要改善)	傾斜角が基準を超え、掘削面が崩壊している、又は崩壊するおそれがある。
採掘方法 (エ 転落石防止措置)	5 (良好)	計画のとおり転落石防止施設等(土留工、保護工及び立入禁止措置等を含む。)を施しており、岩石採取場の内外ともに転落石のおそれがない。
	3	計画のとおりではない箇所があるが、立入禁止措置及び危険表示等は施してあり、万一転落石が発生しても河川、道路等の公共施設や民家への影響はない。
	1 (要改善)	転落石防止施設等が設置されておらず、河川道路等の公共施設や民家への転落石のおそれがある。
沈砂池(沈でん池) (ア 沈砂池(沈でん池)等の設置)	5 (良好)	採取状況に合わせ、場内水を処理できる沈砂池(沈でん池)等(仮設沈砂池及びシックナー等の汚濁水処理施設を含む。以下同じ。)を設置し、降雨時に汚濁水を場外に排出しない構造となっている。
	3	採取状況に合わせ、沈砂池(沈でん池)等を設置しているものの、処理能力が不足している沈砂池(沈でん池)等がある。
	1 (要改善)	場内水を処理できるだけの沈砂池(沈でん池)等がない(不足している)、又は処理能力が認められない。
沈砂池(沈でん池) (イ 沈砂池(沈でん池)の防護柵)	5 (良好)	防護柵等が設置しており、危険表示等も十分である。
	3	防護柵等が設置してあるが、改善を要する箇所がある。
	1 (要改善)	防護柵等を、設置しているが効果が認められない、部分的にしか設置していない、又は全く設置していない。
沈砂池(沈でん池) 沈砂池(沈でん池)のしゅんせつ	5 (良好)	計画のとおり沈砂池(沈でん池)等が適正にしゅんせつ・管理されている。 〔定期的なしゅんせつ: _____月に1回〕 ※申請書中、沈砂池を定期的にしゅんせつすることを定めている場合があることに注意すること。
	3	計画のとおりではない箇所があるが、沈砂池(沈でん池)等が適正にしゅんせつ・管理されており、しゅんせつが十分でない沈砂池(沈でん池)等も、貯砂容量には余裕がある。
	1 (要改善)	沈砂池(沈でん池)等が適正にしゅんせつ・管理されておらず、貯砂容量に余裕がない。
排水処理 (ア 集水路・排水路の整備)	5 (良好)	採掘状況に合わせ、計画集水区域内の水が集水できるよう水路を設置し、しゅんせつ・管理(洗掘防止措置を含む。)をしている。
	3	採掘状況に合わせ、集水区域の水は概ね集水できるよう水路を設置しているが、しゅんせつ・管理が不十分である。
	1 (要改善)	水路の設置若しくはしゅんせつ・管理が適正でないため、自然流下で沈砂池(沈でん池)へ集まっている、又は直接場外へ流出している。
排水処理	5 (良好)	流末水路(放流先付近の河川を含む。)に破損等がない。

評価項目	点数(評価)	評価基準
(イ 流末水路の状況)	3	流末水路に軽度の破損等があるが水路の機能上は問題ない。
	1 (要改善)	流末水路が破損しており、水路の機能を喪失している。
破碎・選別・洗浄施設等(破碎・選別・洗浄等を行わない場合は除く。)の管理状況	5 (良好)	破碎・選別・洗浄施設等を計画のとおり設置し、適正に管理している。
	3	破碎・選別・洗浄施設等を計画のとおり設置しているが、管理が不十分である。
	1 (要改善)	破碎・選別・洗浄施設等を計画のとおり設置していない、又は管理が適切と認められない。
廃土等の堆積場(場外一時堆積場も含む。)の設置及び管理状況	5 (良好)	計画の場所に堆積した廃土等が、次の基準のとおり適正に管理されている。 1 1回の積上げ高さは1m以下とし、これが4/5以下となるよう十分に締め固めを行っている。 2 堆積場ののり面勾配は30度以下となっている。 3 のり尻に土留施設を設けている。 4 排水路を設けている。
	3	計画の場所に堆積しているが、基準以外の方法で堆積している。
	1 (要改善)	計画の場所に堆積していない、又は基準以外の方法で堆積した等のため、崩壊した形跡がある。
粉じん防止措置	5 (良好)	計画のとおり適正に粉じん防止措置を講じている。
	3	計画の履行が十分でなく、粉じんの発生が若干認められるものの、岩石採取場外への影響はない。
	1 (要改善)	適正に粉じん防止措置を講じていないため、岩石採取場外に粉じんの被害が及んでいる。
騒音防止措置	5 (良好)	計画のとおり適正な騒音防止措置を講じている。
	3	計画の履行が十分でなく、騒音の発生が認められるものの、岩石採取場外への影響はない。
	1 (要改善)	適正な騒音防止措置を講じていないため、岩石採取場外に騒音の被害が及んでいる。
飛石防止措置(火薬類を使用する岩石採取場に限る。)	5 (良好)	計画のとおり適正に飛石防止措置を講じている。
	3	計画のとおりではない箇所があるが、事故又は災害防止の措置は講じており、事故又は災害の発生のおそれはない。
	1 (要改善)	適正に飛石防止措置を講じていないため、事故又は災害が発生するおそれがある。
搬出路 (ア 場内搬出路の状況)	5 (良好)	計画のとおり設置し、維持管理を適正に行っている。
	3	計画のとおり設置しているが、維持管理が不十分である。
	1 (要改善)	計画のとおり設置していない。
搬出路 (イ 場外搬出路の状況(船舶による搬出)	5 (良好)	場外運搬車輛(船舶を含む。)による汚損、破損等がない。
	3	汚損、破損等があるが、清掃、補修等を実施しているため、道路(港湾等)管理上支障はなく、苦情等も発生していない。

評価項目	点数(評価)	評価基準
の場合は、 桟橋周辺 海域の状況))	1 (要改善)	汚損、破損があり、道路（港湾等）管理上支障がある。
残壁（採取が終了したのり肩からのり尻までの地盤）に対する措置	5 (良好)	計画のとおり、階段高、階段幅及び平均勾配を保持している。
	3	計画のとおりではない箇所があるが、階段高、階段幅及び平均勾配を保持している。
	1 (要改善)	計画のとおりに採取しなかったため、崩壊等が発生するおそれがある、又はのり面がオーバーハングになっている箇所がある。
採取跡等の緑化措置	5 (良好)	計画のとおり採取跡等（堆積、埋戻し終了箇所を含む。以下同じ。）は全て緑化を施工しており、活着が十分である。
	3	計画のとおり採取跡等は全て緑化を施工しているが、活着が不十分である、又は一部緑化を施工していない箇所があるが、施工済の箇所の活着は十分である。
	1 (要改善)	採取跡等を部分的に緑化施工しているが活着が不十分である、又は全く緑化を施工していない。
標識の措置	5 (良好)	法第33条の15の標識（以下「標識」という。）を岩石採取場入口付近等の第三者が確認可能な場所に設置し、認可を受けた内容を正確に記載している。
	3	標識を第三者が確認可能な場所に設置しているが、認可を受けた内容を正確に記載していない、又は認可を受けた内容を正確に記載しているが、標識の様式が所定の様式と異なる。
	1 (要改善)	標識を第三者が確認可能な場所に設置していない。又は標識を全く設置していない。
帳簿の記載及び備付け	5 (良好)	法第34条の2の規定による帳簿（以下「帳簿」という。）を備え付け、毎日適切に記載し、過去2年分の帳簿を保存している。
	3	帳簿を備え付けているが、記載した内容に適切でないものがある。
	1 (要改善)	帳簿を備え付けていない。